

## 『埼玉県“チャレンジ経営宣言！”企業登録制度』応募要領

埼玉県は、多種多様な企業や大学、研究機関などが存在し、さまざまなビジネスチャンスに恵まれた将来性豊かな県です。このようなポテンシャルの中で、独自の経営努力はもちろんのこと、企業同士による連携や産学連携など、個々の企業による意欲的な取り組みの結集が、新たな産業や技術を次々と創出し、県内産業の持続的発展へと繋がっていきます。

県内企業の大多数を占める中小企業のみなさまは、県内に新たな産業を生み出し、雇用を創出する主役です。このような観点から、県では、現在の厳しい経済環境下においても、意欲的な取り組みに果敢にチャレンジする県内中小企業を応援するため、「埼玉県“チャレンジ経営宣言！”企業登録制度」を創設しました。

### 1 趣旨

厳しい経済環境下においても、意欲的な取り組みに果敢にチャレンジし、経営の向上と社会への貢献を目指すため、県内中小企業者等が取り組む内容を「**チャレンジ経営宣言！**」として募集します。

### 2 応募対象

次に該当する企業等が応募の対象になります。

- (1) 原則として、登記簿上の本店所在地が埼玉県内にあること
- (2) 中小企業者や組合等であること（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項の「中小企業者」又は第4項の「組合等」であること）

### 3 応募内容

企業等の経営者による、経営や技術等を向上させる意欲的な取り組みに果敢にチャレンジするという内容の宣言を応募してください。

### 4 応募方法

所定の応募書類に必要事項を記載の上、ファクスや郵送、電子メール、持参によりご応募ください。

### 5 登録基準等

- (1) 県は、応募のあった企業等へ訪問・電話等により、宣言する取組内容等を確認させていただきます。
- (2) 登録基準は次のとおりとします。
  - (ア) 次のいずれかに該当する企業等が、原則として5年以内の中期的な数値目標を設定して宣言すること。
    - ① 経営や技術を向上させる意欲的な取り組みを実施しようとする者
    - ② 埼玉県知事承認の経営革新計画（計画期間内のものに限る。）を実施している者
    - ③ 既存の経営計画等により、意欲的な取り組みを実施している者

- (イ) 宣言内容が自主的且つ具体的であること。
- (ウ) 宣言内容が経営の向上と社会への貢献が期待できるものであること。
- (エ) 過去3年間において、企業経営上の関係法令に違反する重大な事実が無いこと。
- (3) 登録の証として、県から登録証書を交付します。
- (4) 登録の有効期限は、応募企業が設定した数値目標の終了日（決算期末）とします。
- (5) 登録後には、宣言した取組内容の進捗状況や成果を確認させていただくことがあります。

## 6 応募書類

次の(1)及び(2)に必要な事項を記入の上、ご提出ください(必要に応じて(3)も添付してください)。

(1) 埼玉県「**チャレンジ経営宣言!**」企業登録制度 応募用紙(様式第1号)

(2) 「チャレンジ経営宣言!」の登録に関するご質問票(様式第2号)

(3) その他添付資料(任意)

例①: 「チャレンジ経営宣言!」の取組内容が具体的にわかる資料

例②: 「経営革新計画に係る申請書」等の写し

例③: 意欲的な取り組みにチャレンジしている既存の経営計画等が具体的にわかる資料

## 7 登録後のメリット

- (1) 登録していただくと、登録証書を交付し、県ホームページにて企業紹介をさせていただきます。
- (2) 宣言内容の具体化に向けて、県担当者がワンストップ相談窓口となってサポートさせていただきます。さらに、中小企業診断士等の専門家派遣(無料)や制度融資(別途、金融機関等の審査あり)など、専用の支援策もご用意しています。

## 8 応募先・問い合わせ先

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部産業支援課 経営革新支援担当

電話 048-830-3910

FAX 048-830-4813

電子メール [a3770-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3770-04@pref.saitama.lg.jp)

ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/page/challenge.html>